

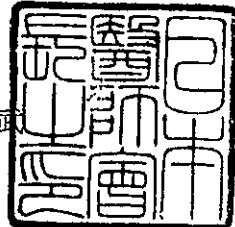


403

日医発第 113 号(庶 32)
平成 25 年 5 月 7 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会長 横倉 義武



臓器移植と検視その他の犯罪捜査に関する手続との関係等について（通知）

平素より本会会務にご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて今般、厚生労働省健康局疾病対策課より本会に対して、平成 9 年 10 月に厚生省保健医療局エイズ疾病対策課が示した標記通知の改正について周知協力方依頼がありました。

本件は、臓器の摘出に優先して行われる「検視その他の犯罪捜査に関する手続」に含まれる国家公安委員会規則に基づく従来の「死体見分」に代わり、平成 25 年 4 月 1 日からは「警察等が取り扱う死体の死因又は身元調査等に関する法律」第 4 条第 2 項の規定に基づいて調査が実施されることとなり、それに伴い、別添表のとおり標記通知が改正されることとなったというものです。

貴会におかれましても、本件に関してご了知のうえ、ご高配のほどよろしくお願ひ申し上げます。



健疾発0401第8号
平成25年4月1日

社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長
(印影省略)

臓器移植と検視その他の犯罪捜査に関する手続
との関係等について（通知）

標記については、平成9年10月8日付け健医疾発第20号厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長通知を示しているところですが、この中で、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第7条の規定に基づき臓器の摘出に優先して行われる「検視その他の犯罪捜査に関する手続」には国家公安委員会規則に基づく「死体見分」が含まれる旨お示ししているところです（第1の3参照）。

今般、警察等が取り扱う死体の死因又は身元調査等に関する法律（平成24年法律第34号。以下「死因・身元調査法」という。）が平成25年4月1日から施行されることに伴い、死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）が改正され、「死体見分」に関する規定が削除されるとともに、従来の「死体見分」に代わり、死因・身元調査法第4条第2項の規定に基づく調査が実施されることとなりました。

このため、上記通知を別添新旧対照表のとおり改正し、平成25年4月1日から施行することとしました。

つきましては、関係者に対する周知及び本通知に基づく適正な移植医療の実施についてよろしくお願ひします。

なお、本通知の内容については、警察庁とも協議済みですので、念のため申し添えます。

別添

「臓器移植と検視その他の犯罪捜査に関する手続との関係等について」の一部改正新旧対照表

改 正 後		現 行
第1 検視等の取扱い	第1 検視等の取扱い、 1・2 (略)	第1 検視等の取扱い、 1・2 (略)
3 指針の第12の5の「検視その他の犯罪捜査に関する手続」(以下「検視等」という。)とは、検視、実況見分、司法解剖(検証許可状又は鑑定処分許可状を得て行われる解剖をいう。以下同じ。)、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に 関する法律(平成24年法律第34号)第4条第2項の規定に基づく調査等の手続をいうものであること。	3 指針の第12の5の「検視その他の犯罪捜査に関する手続」(以下「検視等」という。)とは、検視、実況見分、司法解剖(検証許可状又は鑑定処分許可状を得て行われる解剖をいう。以下同じ。)、 <u>警察官が国家公安委員会規則に基づいて行う死体見分等の手続をいうものであること。</u>	3 指針の第12の5の「検視その他の犯罪捜査に関する手続」(以下「検視等」という。)とは、検視、実況見分、司法解剖(検証許可状又は鑑定処分許可状を得て行われる解剖をいう。以下同じ。)、 <u>警察官が国家公安委員会規則に基づいて行う死体見分等の手続をいうものであること。</u>
4 (略)	4 (略)	4 (略)
第2・第3 (略)	第2・第3 (略)	第2・第3 (略)